

# 成年年齢が18歳に 引き下げられました!



ライフパルマスコットキャラクター  
パルくん

民法の改正により、2022年(令和4年)4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

成年年齢に達する(18歳になる)と、親権者の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。一方で健康面の影響や青少年保護の観点から20歳になるまでできないこともあります。

## できるようになること

- 携帯電話を契約する
- 賃貸契約
- クレジットカードをつくる
- ローンを組む
- 10年有効パスポートの取得 など



## 20歳まではできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う など



## 若者が遭いやすいトラブルに注意!

便利なキャッシュレス決済、使い方に気を付けて



手元にお金がなくても買い物ができたりポイントが貯まったりとメリットがある反面、計画なく後払い決済をしてしまうと支払いに困るという事態になりかねません。計画的に買い物をする習慣をつけましょう。また、他人にクレジットカードを貸すのは絶対にやめましょう。

成年年齢に達する(18歳になる)と\*「未成年者取消権」が行使できなくなり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して、責任を負うのも自分自身になるということなのです。さらには、新成人を狙った悪質な業者もいますので注意しましょう。

※「未成年者取消権」：未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合に、その契約を取り消すことができる権利

## 消費者トラブルに巻き込まれたら 相談しましょう

- 消費者ホットライン 188
- 大分市市民活動・消費生活センター(ライフパル)  
Tel.097-534-6145

大分市  
LINE



ライフパル  
消費生活啓発ページ



国民生活センター  
若者の消費者  
トラブル紹介ページ

